

# 商工中金からのお知らせ

## SHOKO CHUKIN BANK



平成 28 年 10 月 3 日  
商 工 中 金

### 当金庫の抵当権設定登記にかかる登録免許税の軽減措置について

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」関連法令により、当金庫が行う業務のうち、東日本大震災の被災者を対象として行われる貸付け等を担保する抵当権設定登記については、平成33年3月31日(\*1)まで軽減措置が設けられております。

【表】 東日本大震災の被災者を対象とする特例措置

物件種類	時期	H31.3.31 まで	H31.4.1 から H33.3.31(*1)まで	H33.4.1(*2)以降 (通常税率)
	不動産、船舶、鉱業権等		2/1,000	3/1,000
自動車、建設機械、航空機等		1.5/1,000	2.5/1,000	3/1,000
工場財団、道路交通事業財団、 観光施設財団等		1.5/1,000	2/1,000	2.5/1,000

(\*1) 「完全民営化時点」(注)と「H33.3.31」のいずれか早い日

(\*2) \*1の翌日

[注]「完全民営化時点」・・・政府保有株式の全てが処分され、株式会社商工組合中央金庫法の廃止された時点(株式会社商工組合中央金庫法の廃止の日の前日)

(参考～対象条文)

「東日本大震災の被災者を対象とする特例措置」の対象条文

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律  
(平成二十三年四月二十七法律第二十九号)

(株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例)

#### 第四十一条の四

所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)(※1)附則第三百三十二条第六項前段の業務が東日本大震災の被災者を対象として行われるものとして政令で定めるものである場合における同項及び同条第七項の規定の適用については、同条第六項中「同法の施行の日から七年を経過する日」とあるのは「平成三十三年三月三十一日」と、同条第七項中「平成二十五年三月三十一日」とあるのは「平成三十一年三月三十一日」とする。

(※1) 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年三月三十日法律第六号)

#### 附則

(登録免許税の特例に関する経過措置)

#### 第三百三十二条

- 5 商工組合中央金庫が、施行日から平成二十年九月三十日までの間に旧租税特別措置法第七十八条の三第一項に規定する業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。以下第七項までにおいて同じ。)の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成二十年九月三十日」とする。
- 6 株式会社商工組合中央金庫が、平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日までの間に同法第二十一条第一項第二号及び第四項第一号に掲げる業務(同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであつて株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。)に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、旧租税特別措置法第七十八条の三第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日」と、「商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法第二十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が同法第二十一条第一項第二号及び第四項第一号に掲げる業務(同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであつて株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。)」と、「含む。以下この条において同じ」とあるのは「含む」と、「税率は」とあるのは「税率は、株式会社商工組合中央金庫が同法第二十一条第一項第二号に掲げる業務のうち同法第六条第一項第十二号に掲げるものに対するものを行う場合には財務省令で定めるところにより登記又は登録を受ける

ものに限り」と、「千分の一」とあるのは「不動産、船舶、ダム使用権、鉱業権、砂鉱権、租鉱権、特定鉱業権又は漁業権若しくは入漁権の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の三とし、航空機又は農業用動産、建設機械若しくは自動車の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の二・五とし、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団若しくは観光施設財団若しくは鉄道財団、軌道財団若しくは運河財団の抵当権又は企業担保権の設定の登記又は登録にあつては千分の二」とする。

- 7 前項の場合において、株式会社商工組合中央金庫が平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に同項の業務に係る債権を担保するために抵当権の設定の登記又は登録を受けるときにおける同項の規定の適用については、同項中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「千分の二・五」とあり、及び「千分の二」とあるのは「千分の一・五」とする。